

植民地台湾における青年団の変容 —1930年代後半の諸制度との関連を中心に—

宮崎 聖子

はじめに

- 第1節 教化<部落>の設置と青年団組織の変容
 - 第2節 青年団における台湾人エリートの政治的後退
 - 第3節 勤行報国青年隊における青年団幹部の養成
 - 第4節 青年団から農業義勇団へ：「海外工作」尖兵の養成
 - 第5節 青年団における教練の開始と日本人指導員の台頭
 - 第6節 青年学校制度の実施と青年団員の中下層化
- まとめ

(要約)

日本植民地支配下の台湾において、漢族系住民の青年団は従来「修養」を中心とした街庄レベルのエリート養成機関として存在していた。しかし、1930年代後半の国際・政治情勢や1937年の日中戦争を背景に、台湾総督府は青年団を軍事色の強いより地域(<部落>)密着型の組織へ改変・拡大した。また青年団の幹部養成機関として、勤行報国青年隊が新たに生まれた。1939年、台湾青年学校制度が実施されると同時に、青年団はさらに組織拡大し、軍事的訓練機関へと変貌していった。団員の属性も下方へ拡大した。

本論文ではこのように青年団が変容する過程を、以下の諸制度との関連に着目して分析する。1.教化<部落>の設置、2.地方制度改正と青年団における台湾人エリートの政治的後退、3.勤行報国青年隊における青年団幹部の養成、4.青年団から農業義勇団への送出、5.青年団における教練の開始と日本人指導員の台頭、6.青年学校制度の実施と青年団員の中下層化。

はじめに

台湾における日本植民地支配の時代(以下、植民地期と表記)に、台湾総督府(以下、総督府と表記)が「社会教育」という名目で組織した青年団は、人々の教化と地域の変容に大きな影響力を有したと考えられる。台湾における青年団は常に植民地政策の一環、台湾人教化の一環として位置づけられてきた。総督府は、帝国に奉仕するための被植民者育成のための機関として青年団を設置し、青年団は学校以外の場で人々の教化を担った。青年団による教化は、人件費などの経費をほとんどかけない「安上がり」な社会教育として行なわれたが、被植民者内部に様々な分断をもたらしたと思われる。

筆者は、1910年から1930年代半ばにかけて漢族系住民(以下、台湾人)男子に実施された青年団について研究を行い、1920年代に総督府(官)主導による台湾人青年会が抗日民族運動の防波堤として設置されたこと、1930年には総督府が初めて青年団に関する訓令を発し本格的な青年層の統制を開始したことを論じた。その際台北州のA街を事例に、1930年代前半までは(男子)青年団における指導者と団員が富裕層に属していたこと、植民地統治の末端を担う街庄行政と青年団は密接な関わりをもち、青年団が街庄レベルにおけるエリートの選抜と養成の装置であったことを示した²。もちろん青年団が街庄エリートの養成装置たりえたことは、台湾人の学校教育における教育機会が低く抑えられ³、青年団への入団でさえ公学校卒業と差異化できる指標であったことを

意味する。

本稿は、その後の1930年代後半の青年団政策をとりあげ、青年団が修養を中心としたものから、軍事色の強い組織へ急速に転換する過程を諸制度との関連でとらえる⁴。この時期の台湾人の青年団に関わる研究については、近藤正己が1930年代半ばから1940年代前半の「総力戦」における青年団(先住民のものを含む)について、広汎な分析を行なっている⁵。しかし、青年団関係者の社会的属性や、青年団と学校教育や他の青年訓練施設／青年学校との関連、街庄レベルにおける政策実施過程で台湾人エリート⁶の果たした役割についてはまだそれほど解明されていない。

日中戦争の開始、教化<部落>⁷と部落振興会の設置、地方制度改正、青年学校制度の実施などにより、青年団は1930年代末に街庄レベルのエリート養成機関から中下層の青年を管理する機関へ大きく転換した。またそれに伴い、新たなエリート養成機関として勤行報国青年隊が出現する。以下、青年団とその他の制度との関連について論述し、1930年代後半における植民地の青年団の意味を検討する。

第1節 教化<部落>の設置と青年団組織の変容

総督府は中央教化連合会と共同主催で1934年に「台湾社会協議会」を開き、ここで教化の最小単位として<部落>を設置することを決めた。従来の教化の単位は街庄であったが、教化の徹底のためには街庄の下部に、より小さな単位を設置する必要があると考えたのである。1936年7月22日、地方長官会議において台湾総督 中川健蔵と総務長官 平塚広義はそれぞれ訓示を行い、<部落>を単位とする部落振興会を設立し、行政の末端組織とするよう指示した⁸。<部落>とは地理的広がりとしては一つの保、または数保をあわせたものであるが、これは警察行政ではなく一般行政の区分に属する⁹(図1)。

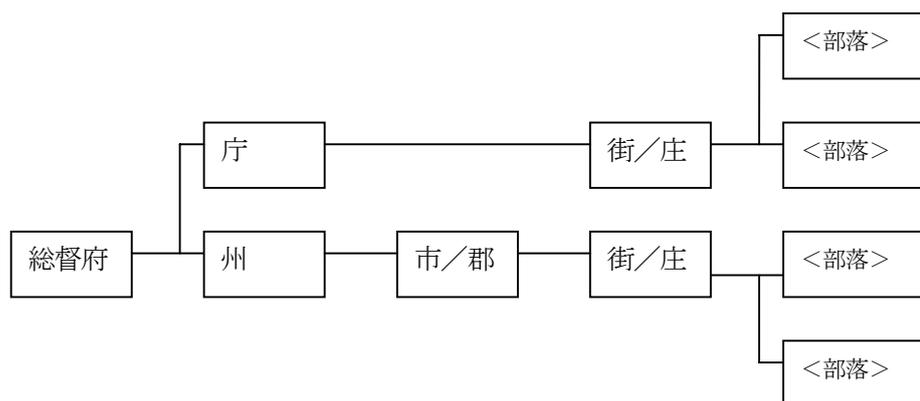


図1. 台湾における地方制度(1930年代半ば)

その後1936年に武官総督として登場した小林躋造は、台湾の目標に「皇民化」「工業化」「南進化」を掲げ、従来の米と蔗糖の二大産業を中心とする台湾の産業体系を「工業化」に向けて転換するよう要求した¹⁰。1937年に盧溝橋事件が起き、日中戦争が始まると、9月10日、総督府

は国民精神総動員本部を総督府内に設置した¹¹。日中戦争開始後は、台湾人に対する教化が急務となり、〈部落〉による教化網は急速に整っていった。

この教化〈部落〉の設置にあわせて、青年団事業は従来の街庄単位から〈部落〉単位へと転換した。台湾における青年団政策を主導したのは文教局で、それを受けて州・庁や台湾教育会が施策を実施し、これに内地¹²の大日本聯合青年団が協力した。教化網が細密化したため、各地方庁は公学校卒業生についてはできるだけ青年団に入団させるよう方針を転換した。青年団を〈部落〉単位に設置し始める時期は州ごとにやや異なるが、それが全島的な団員数の増加として顕著に現われたのは1938年である。青年団の団員数は1937年の2.5万人から1938年の6.3万人へ2.4倍に増えた(図2)。この年は、全ての州・庁において聯合青年団が結団し、全島の組織である台湾聯合青年団が誕生している¹³。

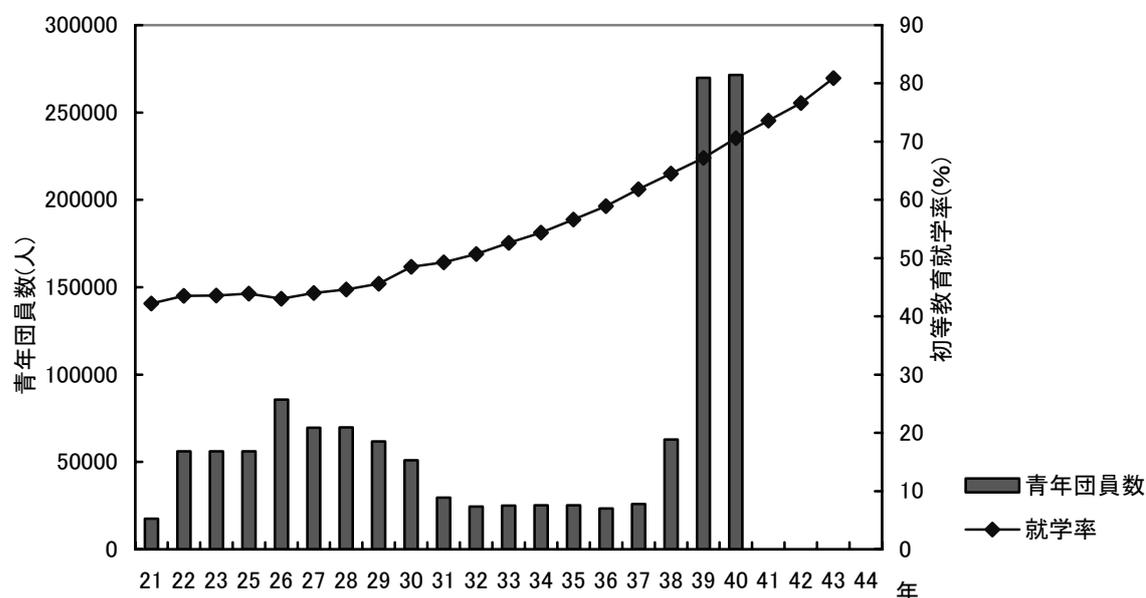


図2. 青年団／青年団体の員数と初等教育就学率

青年団員数は台湾総督府『台湾事情』各年版より作成。

初等教育就学率は游鑑明 1988『日抛時期台湾的女子教育』国立台湾師範大学歴史研究所 286頁より作成。

青年団員の資格は、1930年総督府訓令第72号(以下、府訓令72号)によれば、公学校卒業程度であった。しかし教化〈部落〉設置以前は公学校卒業生全員が青年団に入団していたわけではない。選抜を行ったり、富裕層の子どもに限って入団を許可していた青年団が多く、団員はいわば街庄のエリートであった¹⁴。しかし、1937年には台湾人男子の公学校就学率が61.8%と6割をこえ(図2)¹⁵、公学校卒業生のほとんどが青年団に入団するようになった。よって中層以下の家庭の子どもも青年団に取り込まれるようになった¹⁶。また青年団の活動内容も変化した。それまではスポーツなどの娯楽的要素を多く含んでいたが、これ以後、銃後奉公と軍事的訓練が主体となっていく。

1930年代後半の青年団の教化内容の特徴としては、1. 「公民教育」の強化、2. 実業関連事

項の強調と精神主義化 があげられる。以下、それぞれについて述べる。

1. 「公民教育」の強化

1935年に実施された地方制度改正は、台湾の青年団において「公民教育」が盛んに論じられる契機となった。また1936年に市会議員と街庄協議会員の制限選挙が行われた後、台湾における「公民」の概念は、天皇制とのつながりを強調した精神主義的な色合いをさらに濃くした。例えば台湾教育会が1936年の『台湾教育』誌上で募集した教育論文に選ばれた新竹州公館公学校の橋辺一好の論述は、「公民」＝「オホミタカラ」¹⁷「完全なる臣民」であるとする。橋辺によれば、天皇が民を「公民」としていることは国家を家族とみなしている所以である。その「公民」教育の重点は、台湾人に対しては「一視同仁の聖旨を奉戴して同化の実を挙ぐる」こと、「内地人」に対しては台湾人の「兄分」として模範となるよう彼らを指導誘掖し、国体観念を明徴ならしめることであった¹⁸。

2. 農業関連事項の強調と精神主義化

総督府は台湾において「工業化」の方針を打ち出す一方、これまで台湾で行ってきた農業開発を「南進」先である南支・南洋にスライドさせ、「南方」における農業開発を重視するようになった。台湾では、「南進」を視野においた農業に従事する人材育成に重点が置かれた。さきあげた「公民」を「オホミタカラ」と読ませるのも、「農民としての台湾人」を強調したものと考えられる。前出の『台湾教育』における論文で橋辺一好は、職業とは「国民道義」であり、「国家生産機構の一部分たるに適当な職業に従事することが貴い国家奉仕」であるという。

総督府の農業開発重視の姿勢は、青年団講習会のあり方にも反映された。1937年、総督府は農村部の青年団に着目し、「全島農村中堅青年指導者講習会」を実施した。講師となった山口充一は、その状況を『台湾教育』で伝えている。それまでこの種の講習会は総督府の外郭団体、台湾教育会の主催で行われていたが、この回は「純然たる総督府の主催」（山口）で、小林総督が講習会場に臨場した¹⁹。この農村中堅青年指導者講習会は1月29日より一週間、台北郊外の草山で合宿制で行われ、全島から75名が参加した。それに参加した「中堅青年」は青年団員である。

彼らは毎朝5時起床、厳しい寒さの中、白鉢巻姿²⁰で雑巾を使い家内外の清掃作業を行った。それが終わると洗面、国旗掲揚し山に向かって「君が代」を歌う。その後シャツを脱ぎ捨てて寒風と冷雨の中、「国民体操」を行う。体操が終って「体内から燃え盛る熱に汗と雨との区別がつかなくなった時」、次は禊の行事である。号令一下、全員が注連縄のはられた8×15メートルの禊場に入り、水の中で明治天皇の「御製」（天皇の作になる和歌）朗誦を行う。その後、朝食の支度をし、朝食を食べ、全員で後片付けを行う。しばらく休憩し、昼食をはさんで夕方まで講義を受ける。入浴を終え、一日の反省や遊び(唱歌、舞踊などの娯楽)の後、夜の行事「神前の祈り」を捧げて一日がおわるのである。一週間の講習科目と講師は以下の通りである。

農村中堅青年指導者講習会 (1937年3月『台湾教育』416号67-71頁より転載、[]は引用者注)

「青年の本質並指導経営に就て」大日本聯合青年団囑託 高橋竹次郎

「民風作興に就て」[総督府]教育課長 慶谷隆夫

「農事改良に就て」[総督府]農務課技師 鈴木進一郎

「農具教育に就て」視学官 鹿討豊雄

「国防思想に就て」陸軍歩兵少佐 伊勢新次郎

「敬神思想に就て」建功神社社掌 佐藤文一郎

「皇道精神に就て」修養団講師府囑託 赤坂繁太

「部落教化と青年団」府属 関川保

「日常生活と唱歌遊戯」府属 山口充一

「行事、訓練」府囑託 阪上福一

科外講話

「本島の寺廟と迷信及陋習に就て」帝大助教授 増田福太郎

農事に関する現地指導

台北州農業伝習所(農民精神並實際経営)

中央研究所農業部(米作、園芸、畜産、肥料)

講習会では小林総督が2月1日に臨場した際、4人の青年団員が下記のような研究発表を行った。小林はこれに訓辞し、講習会参加の団員に対して「実践躬行」と「誠心を尽す」という二つの心がけを忘れずに大いに地方のため国家のために働いてほしい、と述べた²¹。

「我が団の活動と私の信念」高雄州旗山郡龍旺青年団 鐘玉華

「私の部落に於ける教化状態」新竹州桃園郡南崁青年団 陳啓照

「私の意見したる高地の蔬菜栽培」台北州文山郡大坪林青年団 劉盛美

「移民村吉野村と青年団の活動」花蓮港庁吉野村青年団 黒木勇

この時期、講習会における農業研究では現地指導が行われているものの、1929年から35年ころまで「郷土振興」として盛んに行われた農業研究、副業研究による知識の習得や技術の改善は強調されなくなった。一方、自己犠牲により<部落>や国家に奉仕する精神的側面が強調されるようになった。講習会は修養団の修養方式によるもので、冬のさ中冷たい水中に飛び込んで行う「御製」の朗誦や禊はその一環である。只管打坐して行う「瞑想」と奉仕作業や禊などの「行」とを交互に行えば、鏡のように澄み切った「明心」を磨きだすとされ、そのような「明心」は自己中心的な言動を慎ませ「部落の融合」、「明朗な部落」をもたらすと強調された。神道的色彩や天皇崇拜の要素が濃厚であることが分る。

この頃になると、<部落>に農事実行小団体などのさまざまな産業団体が設置されるようにな

る。青年団員は部落振興会の青年部の主たる構成員であると同時に、農事実行小団体と緊密な関係を持つようになった。農事実行小団体は具体的には農事実行組合、苧麻出荷組合、農事小組合、業佃協調小組合、採種組合、茶業公司、養豚改良実行組合、養鶏組合などであり、農業全部門にわたる改善を目的としていた。農事実行小団体について分析を行なった松田吉郎によれば、台湾における農事実行小団体は1917年から設立され始め、台湾産業組合法の改正にともない、1933年には農事実行小団体が法制度に正式に組み入れられた。1936年には3,000余団体、団員数は22万人にのぼった。また1937年からは「部落振興会ノ指導機関ニ準」ぜられた²²。団体の主たる事業には、共同耕作、共同作業、共同設備の利用、農業必需品の共同購入、生産物共同販売、小作改善、農業経営の改善、副業の励行、裏作の励行、農業資金の融通、共同苗代経営、共同採種圃経営、品種改良などの他、生活改善や公民教育も含まれていた²³。州ごとの特色はあるものの、農事実行小団体は<部落>に設置され、官主導の色彩が強かった点では共通している²⁴。

一方、1936年の『優良男女青年団概況』をみると、新竹州新竹郡香山青年団では青年団員は<部落>の農事改良実行小組合員であり²⁵、台中州大屯郡北屯第一青年団では、青年団員で篤農青年は農事組合の幹部であった²⁶。またそれ以外の団でも、青年団で購買販売組合や青年団養鶏組合を組織し、農事小組合と連絡して農事改良を行なったり(新竹州竹南郡の後龍青年団)²⁷、模擬産業組合を青年団で組織したりしている(新竹州桃園郡の蘆竹青年団)²⁸。青年団員は、農事実行小団体の重要な構成員だったことが分る。これらの青年団は農事改良に熱心な「優良青年団」であるので、青年団全体について即断はできないが、青年団員が農事実行小組合の構成員となることや組合と連携することを総督府に期待されていたことには注目すべきであろう。

とはいえ農事実行小団体は、農民の差し迫った必要から設置されたわけではなかったようである。例えば1937年時点の台北州の農事実行小組合では、「組合員ノ自覚、或ハ共同精神、又ハ中心人物ノ存在スルニヨッテ健全ニ経営セラルルガ如キハ殆ド稀ニシテ、多クハ官庁又ハ農会、或ハ街庄ノ補助ニ依ッテ経営セラレ、然ラサルモノハ殆ド中止ノ状態ナリ。即チ製茶機械ヲ貸付サル茶業公司及官庁、農会ノ補助奨励ヲナサザル農事実行小組合等約50近クノ活動中止又ハ不充分ナル農事小団体アルガ如シ」という状態であった²⁹。

青年団は、かつては公学校卒業生との差異化の指標となっていたが、組織の拡大により、次第に街庄レベルのエリート養成の装置ではなくなっていったと思われる。台中州教化連盟機関紙兼台中州聯合青年団機関誌の『向陽』では、台中州下の各地青年団について報道を行っているが、1936-37年頃の記事には、公学校を卒業した青年を今後全員入団させるようにしたい、あるいは、全員入団制にしている、という記述が多く見られる。一部の団では、団員数がふえたので活動を効率的に行わせるため、団をいくつかに分ち、分団制をとったところもあった。また筆者が台湾北部でききとりを行った青年団の元団員も、その多くが「支那事変(ママ)が起きてからは公学校卒業生にとって、青年団入団が義務制になった」と語っている。

具体例を挙げると、台中州第1回青年団長会議が1936年11月6日、台中公会堂で行われ、各団長は青年団指導について報告を行った。東勢郡大茅埔青年団長の朱阿貴は、今後の青年団指導について「来年度の卒業生からは従来 of 如く希望に依って入団せしめず、全部入団すべき義務を

負はしめたい」と述べている。また南投郡南投青年団長の呉振福は「我が団に於ては本(1936)年3月現在の団員は56名でありましたが、4月になって団員の拡大強化を図りました結果、現在236名の多きに上り、之を十分団に分」つたと報告した³⁰。また翌11月7日に行われた台中州第5回青年団大会では、「部落青年層の男女ハ悉ク入団セシムベキモノナリ」と定めた「青年団ノ拡大強化ニ関スル件」が注意事項として出され、これが申し合わせ事項として決議された³¹。

1930年代後半は、青年団員が勤労奉仕運動、銃後奉公の先頭に立ち、末端の教化の担い手としての役割をも期待されるようになる。〈部落〉が設立されるにともない、〈部落〉ごとに部落集会所、国語(日本語)講習所、国旗掲揚台、部落道路、国語(日本語)保育園(所)などが設置された³²。しかし〈部落〉の人々を指導するには、人材が不足していた。そこで、男女青年団に人的資源の提供が期待された。例えば台北州では1938年で、国語講習所講師や国語保育園指導員として奉仕する男女青年団員が600名いたという³³。

そのほかに、工業化が推進された台湾において、それを側面から支えるため、青年団では軍需作物である蓖麻、黄麻、苧麻の栽培、さらに軍用馬の糧食の草刈りと運搬等を行っていた。この頃は台湾から多くの日本人が出征しており、青年団はまた軍人の遺家族慰問や慰問奉仕、傷病兵慰問、慰問袋・慰問文の発送、国防献金などを行なった³⁴。青年団を〈部落〉ごとに設置したことにより、総督府は多くの無償の労働力を確保したのである。

第2節 青年団における台湾人エリートの政治的後退

団員の出身階層が下方に拡大したのと同時に、これまで青年団を指導してきた台湾人エリートの政治的力も後退したと考えられる。次に、その過程を検討する。青年団における台湾人エリートの弱体化は、1935年の地方制度改正と同時進行で行われたと思われる。これまで地方制度改正や地方選挙の問題は、抗日民族運動史の視点や帝国と植民地との関係から論じられてきた³⁵。しかしそれだけではなく地方制度改正は、青年団政策の受け皿であった街庄レベルの政治や青年団のありようにも影響を与えた。

台湾全島の市街庄長について調査を行なった蔡慧玉によれば、1920年に街庄制が開始した当初、街庄長の約9割が台湾人であったが、その後日本人が増え、1935年以降にその割合が逆転、1944年に台湾人は1割にまで減少した³⁶。またこの制度改正の際に、街庄長は名誉職から有給職へと変更され³⁷、正式な官位を与えられている³⁸。これらのことから、地方制度改正の目的の一つは、街庄長を台湾人から日本人へ交代させることにあったと推測できる。

地方制度改正により、街庄協議会員はその半数を選挙によって選ぶことができるようになった。しかし、街庄の政治について一定の裁量権を認められていた街庄長のポストからは、多くの台湾人が排除された。すなわち、台湾人が政治的力を発揮できる場は諮問機関でしかない街庄協議会へ縮小され、それを日本人街庄長が監督する体制がしかれたわけである。換言すれば、地方制度改正は台湾人に選挙権を与える一方、街庄レベルにおける台湾人エリートの地位を実質的に切り下げた「アメとムチ」の政策であった。これにより、街庄における台湾人の政治的力は後退し、

かわりに日本人による支配が強固となった。

台湾人エリートは街庄長の地位を剥奪されたのと同時に、地域の青年団に対する指導力も失っていった。1937年に青年団に関する新たな訓令による規定を出した台北州を事例にみてみよう。台北州庁は1925年6月台北州訓令第18号により、各街庄に同風会とその下部組織としての青年会(青年団の前身にあたる)の設置を定めた。この時、同風会長は街庄長が担当し、青年会長は同風会長である街庄長が委嘱することとなっていた。当時の街庄長はほとんどが台湾人であり、台北州下の青年会の多くは、台湾人街庄長の指導のもとにあったといえる³⁹。

台北州はその後、1931年府訓令72号(台湾青年団訓令)に基き、1931年12月28日台北州訓令第27号(以後、州訓令27号)により青年団要項を定めた。それによれば単位青年団は公学校通学区に設置し、団長、顧問、指導者として青年を指導する者は「青年の信望厚く実際指導者としての識見技能ある者」と定められていた。また、そのような複数の単位団は、日本人である郡守が統括・監督することとなっていた。一方、州訓令27号と同時に出された台北州訓令第26号(以後、州訓令26号)は、街庄教化聯合会について定めており、これによれば街庄教化聯合会会長である街庄長が単位青年団を統括することになっていた。すなわち単位青年団は青年団聯合組織においては日本人郡守が統括し(州訓令27号による)、教化聯合会組織においては台湾人が過半数を占める街庄長の統括下にある(州訓令26号による)という形をとっていた。

教化<部落>設置が総督府により指示されると、台北州庁は他地域にさきがけ、1937年9月10日台北州訓令第48号(以後、州訓令48号)を出した。この訓令では、単位団を分団に分ち、分団は<部落>ごとに設置することを想定していた。また同訓令では、単位団を街庄レベルにおいて統合するための街庄聯合青年団を新たに設置し、それを街庄長が監督することとした。なお、団員の資格は従来とかわらず初等教育修了程度で25歳未満であった。

ところで州訓令26、27号が出された1931年に、台北州の41名の市街庄長のうち、台湾人はなお24名(58.5%)であった。しかしその後、1934年には14名(34.1%)となり、州訓令48号が出された翌1938年には9名(22.0%)にまで急減した(図3)。すなわち1931年の時点では教化聯合会組織において、台湾人が6割を占める街庄長が青年団を統括する余地が残されていた。しかし州訓令48号が街庄長を街庄聯合青年団の団長に定めた翌38年には、街庄長の8割近くを日本人が占めるようになっていた。こうしてみると、州訓令48号は青年団から台湾人エリートの政治的影響力を排除し、組織の網の目を細かくした上で青年団を日本人の監督下におくことを狙った措置だったと思われる。台湾人エリートの弱体化は、統制経済のもとで経済面においても進行していた⁴⁰ことを考えると、彼らの青年団に対する影響力はこの時期に決定的に縮小したと考えられる。このことは、後に述べる青年団における査閲・教練の開始や日本人指導員の台頭と軌を一にするものであった。

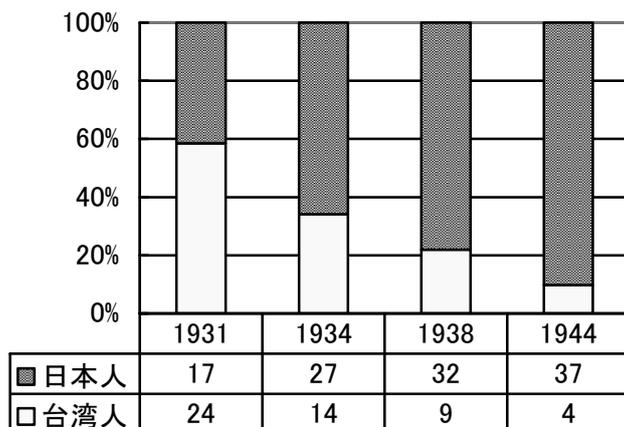


図3. 台北州の市街庄長における台湾人の減少(41名中)
『台湾総督府及所属官署職員録』各年版より宮崎作成。

なお内地と異なり、地方制度改正時の選挙において投票権を有する台湾の青年団員は少なかったと考えられる。1935年の資料ではないが、1939年の第二回地方選挙の際、台北州の街庄協議会員選挙の台湾人有権者数は37,695人であった(台湾全島の有権者数は245,059人)⁴¹。一方、台北州の青年団員数は、1934年で3,238人である⁴²。1934年、1935年の台湾全体の団員数はほぼ同じなので、1935年の時の台北州の団員数もこの程度であったと考えてよいだろう。台北州においては州訓令27号により団員の年齢を25歳未満と定めていた。仮に14歳から25歳までの者が各年齢で同数在籍していたとして、団員数を単純に除して算出すると、25歳の青年団員は約270人の計算になる。これらの人全員が5円以上の税金を払い、独立生計を営み、選挙権を有したとしても、割合としては小さいものであったと考えられる。なお、当時台湾北部の街で保甲書記をつとめ、選挙事務を担当した男性への聞き取りによると、彼自身は24歳の時に青年団の退団式を迎え、州の青年団の規定どおり25歳前に退団した。また彼によれば、選挙権は「戸長」が有していたため、その街の青年団員で選挙権を持つ者はほとんどいなかったという。

当時の青年雑誌には、台湾人青年団員自身の投票行為に関する記事はみあたらない一方で、選挙奉仕については多くの記事がみられる。団員は地方選挙における「公民的」活動として、国語講習所講師となって有権者である年配者に日本語を教えたり、投票の代書などを行なった。また正しい投票が行われるよう宣伝したり、選挙活動で票の売買が行われないよう、「選挙粛清」に協力した⁴³。

第3節 勤行報国青年隊における青年団幹部の養成

<部落>設置により青年団員数が拡大した年にあたる1938年、勤行(きんぎょう)報国青年隊が台北州に設置された。1940年には総督府が勤行報国青年隊を設置するところとなるが、台北州は

それにさきがけてのパイロットケースである。勤行報国青年隊は青年団の幹部養成機関として位置づけられ、後には徴兵制と密接なつながりをもつものとなった⁴⁴。台北州による勤行報国青年隊は、営舎に台湾人青年を収容し、これに日本人の指導員が起居をともにして、長期の合宿訓練を行なわせるものである。

台北州社会教育主事の佐々木亀雄は1938年の台北州の「勤行報国運動」を、台湾人青年が「銃を持つ銃後の兵士となること」と説明する⁴⁵。この勤行報国運動の眼目は、日本人指導員が台湾人青年に「喰ひ入つての接触教育」、すなわち「道場における行的訓練」と「海外発展にむけた」「労務教育技術教育」である。その勤行報国隊の組織は州に総監部を、郡に統監部を、街庄に管理部を置き、それぞれに役員をおいて隊の指導監督統制にあたらせ、「あたかも戦場に於る司令部同様に銃後戦線の司令部たらし」めることとなっていた⁴⁶。

勤行報国青年隊のこの時期の状況は、内地の「集団勤労作業運動」によく似ている⁴⁷。しかし台湾で「勤労」ではなく特に「勤行(きんぎょう)」とされたのは、「日本精神」を強調し、無念無想で手足を動かして「行的」に勤労奉仕を行うことにより、台湾人に日本的価値観を植えつけられると教化担当者たちが考えていたことによるだろう。台北州社会教育主事の佐々木は、勤行報国隊の特徴を「勤行報国隊の作業は単なる作業ではなく、(マ)作業の精神化、作業に日本精神を打ち込むこと、即作業による日本精神の修練を目的とするのであって、作業そのものより日本精神の修行其のものが此の運動の第一目的であり、数日間合宿して起居を共にし、訓練を行なうのが日本精神の涵養に有効である、としている⁴⁸。そこで行なわれたのは以下のような労働奉仕を中心としたものであった。

神社神苑、公園、運動場、其他公共施設(の建設 引用者注)

道路、橋梁其他交通施設

堤防、排水路其他災害防止施設

開墾及蓖麻、苧麻、黄麻の共同耕作

軍用馬糧採集

共同井戸開設、下水整備、埋立工事、部落美化其他衛生施設

植樹、植林及並木手入等

其他適當と認むる作業⁴⁹

勤行報国青年隊は、後述する農業義勇団の団員養成と同時に青年団幹部を養成するものである⁵⁰。このような機関が設置された理由は、近藤も指摘するように、<部落>設置により青年団の組織が拡大し青年団の指導要員が不足したことや、<部落>民を教化する人材が必要とされ、青年団員から適当な人物を幹部に養成する必要が出てきたためである。青年団の規模が拡大し、団員であることの価値切り下げが起きた必然的結果として、街庄の幹部となる人員選抜の装置として勤行報国青年隊が誕生したわけである⁵¹。

第4節 青年団から農業義勇団へ：「海外工作」尖兵の養成

勤行報国隊は青年団幹部の養成だけでなく、同じ頃に軍の方針に従って実施された「農業義勇団」への青年送出をも担っていた⁵²⁵³。そこで次に、青年団と農業義勇団との関連についてみてみよう。戦地へ派遣される「農業義勇団」の軍夫として台湾人青年の徴傭が始まったのは1938年からである⁵⁴。1938年4月、「中支」(上海戦線)における軍隊から総督府に対し台湾軍を通して要請があったため、総督府は軍隊に供する蔬菜栽培を目的として、全島より農業指導員数人と約1,000人の軍農夫を選出し、送出した。これが「農業義勇団」である。当時、総督府殖産局の農務課長であった一番ヶ瀬佳雄によれば、各州の名を冠した五隊(台北隊、新竹隊、台中隊、台南隊、高雄隊)を編成した⁵⁵。1938年4月25日、農業義勇団は台湾神社に参拝した後、団長である熊沢技師以下の職員に引率され、基隆を出発した⁵⁶⁵⁷。

この時どのように台湾人がリクルートされたのかは明らかではないが、農業義勇団への送出元の有力候補が青年団だったのではないと思われる。次にあげる台北州七星郡の士林青年団では、当時発行していたガリ版刷りの団報『蘭友』の「通信」欄に、同団から軍夫として江南へ派遣された青年団員が団に宛てて送った手紙を掲載している。手紙は4名の元青年団員と彼らを引率して同行したと思われる日本人からのものである。ここでは団員1名と日本人の手紙を紹介する。文中の「○○」は原文のままである。

士林青年団員一同様

拝啓 春暖の候皆様にはお変わりなく御消光(ママ)の幸と存じ上ます お蔭様で小生も再度の出征以来今日迄恙なく元気で御奉公して居ります故何卒乍他事御休心下さいませ 想へば待機地点○○を出発して以来早や○月になりました その間世界的名所に滞在し台湾では恐らく味ふ事の出来ない降雪時期に逢ひました 杏の花 桃の花が咲きかけ枝垂れ柳が新芽をふき出しかけてある湖畔に真白いよごれない雪が降り積もってある景色は一幅の名画にまさるもので一生のいゝ想出になります この様な遊覧的な事と同時につらい事もありました 拾数日間の山岳戦でした 重い荷物や○○を担送して時にはかけ足同様の大急進もし又昼夜寝らずの強行軍もありました 弾丸が身体の前左右にシュッシュッと飛んで来、伏せてある頭や足の近辺の地面にプスップスッとあたって土煙をたてるのにも数回逢ひました 特に頭の近く一尺か五寸ぐらいの地面にあたった時は大砲の音の様に聴えます 面白い事にはその弾丸が仲々あたらないものです 軍命ですね 私などは最初の日から足に豆が出来肩がいたくなりへとへとになりながら行軍しつづけました とにかく落伍したらたいへんです 道に迷ってしまつて便衣隊か敗残兵にやられます とうとう百里以上の山道を頑張り通して来ました これもひとへに神様の加護と皆様のお蔭と申して居ります …略… 乍末筆団長様を始め団員各位の御多幸を遥か離れた戦場の一隅よりお祈り申し上げます 草々

○月○日 曹游伝

士林青年団員各位

ご無沙汰して居りました 団員御一同様には益々御壮健で銃後の御活動に御尽力なされて居られる事と拝察致します 私も御蔭様で元気で目下〇〇の地に於いて警備について居ります 前線で交戦中の砲声銃声は毎日の様に聞えて来ます 士林出身の兵士軍夫一同皆元気で皆様もお元気で 忽々
高尾健二⁵⁸

これらの手紙からは、台湾人青年は雨のように降り注ぐ弾丸をかいくぐりながら荷物の担送を行い、前線の兵士と同等以上の危険にさらされていることが分る。

さきの一番ヶ瀬は、皇民化の効果は農業義勇団の「容貌、動作」にも表われている、として日本の「同化力」をたたえているが、青年団員は当時、中等以上の教育を受けた学生よりも新思想、すなわち日本的価値を体現できると考えられていた。例えば台北高等商業学校校長の遠藤寿三は『台湾時報』において、「本島学生(台湾人学生 引用者注)の体位は良好でないため元気に乏しく、明朗性を欠き、表裏ある言動をとる」という。そして、「田舎の青年は新しい思想を培養するにはよい温床であるが、都会における青年、特に学生はそうはいかない」、という意見を披瀝している⁵⁹。ここでいう田舎の青年とは、地元に残る青年団員や実業補習学校生をさすと考えてよい。遠藤に代表されるような、高い教育を受けた台湾人、すなわち都市の台湾人青年に対する懐疑的なまなざしは、当時多くの在台日本人が共有していた⁶⁰。青年団が農業義勇団として台湾島外の戦地に送られる最有力層とみなされたのも、そのためであろう。

それを裏付けるように、台北州聯合青年団は1938年と39年に「南支」視察に14名(各年)の団員を派遣し、一人当たり50円の補助を出している⁶¹。農業義勇団の成果に目を付け、青年団員を将来的に「南支」で活動せしめることを意図した派遣ではないかと思われる。青年団は「海外工作」の尖兵の養成を担っていたといえる。

この時期は、青年団で教練が始まったばかりであった。その際、台湾人青年団員に対して銃を用いる執銃訓練はなされず、農業義勇団に戦闘能力はなかったと思われる。総督府はしかしその分、職務に忠実な人物を厳選する必要があった。次節で述べる青年団査閲による名簿整備がその選考に重要な役割を果たしたと考えられる。

第5節 青年団における教練の開始と日本人指導員の台頭

日中戦争と国民精神総動員運動の開始により、台湾の青年団では「教練」が一般化し、その成果を「査閲」によって確認することが始まった。一般に内地における教練とは、森有礼文部大臣の時以来、中等以上の学校の男子において、主として心身鍛錬の意味から体操の科目中に「兵式体操」、後には「教練」の名で軍事教練を課すこととなったものをさす。内地では1917年、寺内内閣の時の臨時教育会議が、内閣総理大臣に対し教練振作の必要を訴えた。その後1925年4月13日、文相岡田良平と陸相宇垣一成の協力により、中等以上の学校卒業者の志願兵の在営年限短縮とだきあわせる形で、学校教練の振作を目的に1925年勅令第13号「陸軍現役将校学校配属令」

を定めた。また、それにより中等程度以上の学校に陸軍現役将校を配属し教練の指導にあたらせることとした⁶²。内地における査閲とは、一般には実地に検査することの意であり、戦前ではとくに軍事教育の成果を査閲官が実地に調べることを意味した。査閲は「学校教練の華」ともいわれ、それが学校に対する評価につながるどころから、学校行事として最も重視された⁶³。

さきの臨時教育会議はまた、内地の中等以上の学校に在学しない一般の青年に対しても教練を実施するよう求めていた⁶⁴。この一般青年に対する訓練は、「学校教練」と対照して「青年訓練」と称せられた⁶⁵。日本政府は1925年に内地の学生に教練を課したのに続き、1926年に青少年団体に対しても軍事教育を行なう機関として青年訓練所を創設した⁶⁶。

台湾の青年団における軍事的訓練への取り組みは、一部の団では1930年代の初め頃から行われていた。しかしそれが全島的に普及したのは日中戦争開始後のことである。台北州では、1937年秋から精神的団結を固めるため「青年総動員」を行い、同年12月1日には台北市内19団の青年たちと各工場、会社、銀行等の従業青年を合わせて男子5,797人、女子3,640人、合計約9千人の大集会を行なっている⁶⁷。

台中州と台南州は、1938年に青年団における教練と査閲について成文規定を行なった。例えば「台中州青年団査閲規程」では、郡市連合青年団の査閲については州内務部長が、街庄聯合青年団の査閲については郡守(市尹)がこれを行ない、その成績は州知事に報告することになっていた。査閲すべき事項は以下のように定められている。

1. 指導ノ状況並ニ其ノ実績
2. 青年ノ志気張弛
3. 訓練実施ノ状況並其ノ成績
4. 団員活動ノ状況
5. 団員欠席ノ状況
6. ソノ他必要ト認ムル事項⁶⁸

査閲では、団員の日ごろの訓練の成果のみならず、指導者の指導状況や帳簿管理についてまで検査を行なうことが定められた。例えば1939年度の台中州における査閲は、各市郡ごとに市郡聯合青年団長が査閲官となり、公学校などで下記のように行なわれた。そのため各青年団では団員名簿の整備がすすみ、青年層の把握と管理が徹底することとなった⁶⁹。なお、青年団の教練は主に在郷軍人などが行い、「教練」といっても、中学校などにおける軍人による本格的な教練とは質の異なるものであった。筆者による聞き取りによれば、そのことについては青年たち自身も自覚をしていたという。青年団での教練は、多くの場合「訓練」と呼ばれていたようである。

台中州 1939 年度青年団査閲日程⁷⁰

実施事項	内容
指導情況報告	拡大状況、指導状況ノ二項ヲ報告ス

帳簿検査	各青年団備付帳簿
閲団	二列横隊
訓練	1 停止間ノ諸動作(整頓並ニ伍、右、左間後向)
部隊教練	2 行進間の諸動作
分列式	2 列横隊又ハ 4 列縦隊
諮(マ)問	
講評	
時間、場所	(以下、略)

教練が始まると、青年団で直接青年たちを指導する指導員に日本人が増加していった。教練を経験したことのない台湾人は「もはや青年団を指導できない」とみなされるようになり、軍隊経験を有する日本人公学校教員や在郷軍人が青年団の教練を担当するようになったためである。例えば台北州では、1930年代初頭は青年団長も指導員もほとんど台湾人であった⁷¹。その後青年団長も台湾人から日本人へ交代し、教練の開始により指導員にも日本人が台頭した。指導員レベルにおいても台湾人は排除され、青年団における台湾人の自律性は縮小していったと思われる。

第6節 青年学校制度の実施と青年団員の中下層化

内地では1935年4月1日勅令41号「青年学校令」により実業補習学校と青年訓練所が統合され、「勤労青少年」むけに青年学校が創設された。青年学校は青年訓練所の性格を濃厚に継承したもので、教練に比重がおかれていた。さらに内地では1939年、「勤労青年」に対して青年学校が義務化された⁷²。総督府ではこれを受けて、1939年5月11日総督府令第60号「青年学校規則」により、台湾人に対する青年学校制度を実施した。台湾の青年学校は、公学校を卒業し上級の学校へ進学しない青年に向けたもので、修業年限は普通科2年、本科5年、年間授業時間は表1、2の通りであった⁷³。台湾の青年学校制度はこの年の義務化はなされず、総督府はその理由を、台湾では初等教育も義務化されていないため、と説明した⁷⁴。

1939年の青年学校制度の実施は青年団員数拡大を促したと思われる。台湾人むけ青年学校の数は、1939年12月においてはわずか5校しかなく、在籍者数は250人、職員制も確立していなかった⁷⁵。総督府が青年学校の職員制を確立したのは財政上の理由により1943年になってからで⁷⁶、1942年7月の時点でも台湾人の青年学校在籍者は2,068人である⁷⁷。総督府は青年学校を制度としては実施したものの、学校の設置に積極的ではなかったと考えられる⁷⁹。一方図2に示したように、青年団員数は1939年に前年の6.3万人から27万人へと、一挙に4.3倍に膨れ上がっている。これは、青年団が初等教育を修了した者のみを対象としていたこれまでの方針を転換し、国語講習所に通う者や初等教育を受けていない者までを収容し始めたためであった⁸⁰。戦局の悪化で、総督府は台湾人青年に基礎的な軍事訓練を課す必要に迫られており、そのために地域の青年層を把握する必要があったが、青年学校は不備な状態であった。そこで既存の組織である青年

団が青年たちを収容し管理する役割を担ったと考えられる。これにより、1939年時の青年団員の属性は1938年時よりもさらに下方に拡大した。

台湾人男子むけの青年学校の教育内容【1939年】

表1 普通科 単位 時間

教授及訓練科目	1年	2年
修身及公民科	40	40
普通学科	90	90
職業科	40	40
体操科	40	40
合計	210	210

表2 本科

単位 時間

教授及訓練科目	1年	2年	3年	4年	5年
修身及公民科	30	30	30	30	30
普通学科	50	50	100	100	100
職業科	60	60			
教練科	70	70	50	50	50
合計	210	210	180	180	180

1939年5月11日 府令第60号「台湾青年学校規則」より

こうしてみると、<部落>設置による1938年の青年団の規模拡大は、1939年時のさらなる拡大への踏み石であったといえる。組織が拡大し、かつ中下層化した青年団員に対して、日本人による教化と支配の網の目はより密になっていった。かつて青年団指導者と団員は、どちらも富裕層の出身であった。団員は中学校に進学できなくとも青年団に入ること、公学校卒業生よりも一段「優れた」者として地域の有力者のひきたてを得て、街庄の中で官公署に就職することもできた⁸¹。しかし日中戦争をきっかけに青年団組織が拡大すると、団員の出身階層は下方に拡大し、1939年以降、台湾人エリートとは異なる階層に属するものとなった。筆者が台湾北部を中心に行なった聞き取りによれば、青年団は以前のような就職あっせんの機能を果たすことはなく、教練と銃後奉仕主体のものに変化していた。かつてのような台湾人エリートと団員の紐帯は消失し、同時にエリートも街庄における政治力を総督府により剥奪されていった。

まとめ

台湾において1930年代前半まで青年団員と指導者はどちらも富裕層に属し、青年団は彼らの紐帯を醸成する場、街庄エリート養成の装置であった。しかし1930年代後半の戦時体制下の国家的要請により、青年団の役割は変容を遂げた。1930年代後半の青年団には二つの大きな節目があったと思われる。

第一の節目は、<部落>設置により青年団が従来の選抜型から全員参加型となった時である。日中戦争後は街庄レベルの中堅的青年育成という機能を残しつつ、青年団活動に軍事教練、銃後奉仕が加わった。1938年に勤行報国青年隊も設置され、農業義勇団や青年団幹部を養成した。従って1937年前後までは、街庄の中堅的指導者となる青年は、青年団に入って以後は青年団を通じて勤行報国青年隊に入るなどしていたと思われる。この間総督府は、地方制度改正に乗じて街庄の台湾人エリートの弱体化を図ると同時に、教練を実施する必要から青年団指導員を台湾人から

日本人へ入れ替えていった。第二の節目は 1939 年で、台湾青年学校制度の実施と同時に、青年団の組織はさらに拡大し、構成員の階層は大きく中下層化した。青年団は公学校を修了しない者も取り込むようになり、中下層の台湾人青年を日本人指導員が訓練し管理する、軍事的機関へと変質していった。これにより、中堅青年養成という青年団の機能は決定的に縮小したと思われる。

ただし、構成員の階層が中下層化した 1939 年以降も、なお青年団における選別・選抜は行われていたと思われる。例えば、日本に対する忠誠度が高い者については、出身階層が低くても登用するということが行われていた。またさきに述べたような青年団の役割の変容は、青年団に関係した台湾人青年のアイデンティティ構築にも影響を与えたと考えられる。このことについて本稿では充分取り上げられなかったが、今後の課題としたい⁸²。

1940 年以降、台湾に国民学校制度がしかれると青年団はさらに大きな変化を迎え、特別志願兵制度、後には徴兵制度の基礎となる。1942 年に始まる陸軍特別志願兵制度には、公学校教員である指導員が青年団から青年を選別して送り出しており、それは「教員—生徒」、「日本人—台湾人」という不平等な権力関係の中で行なわれるが、これらの状況については稿を改めたい。

謝辞 本稿の作成にあたり、日本台湾学会第 6 回学術大会（2004 年 6 月 東京大学山上会館）における報告ではコメンテータの近藤正己先生や会場の皆様から、そして論文査読では査読者の先生方から、たいへん有益なコメントを頂きました。ここに厚く御礼申し上げます。

注

- 1 現在、台湾において「台湾人」の呼称やその定義をめぐり、さまざまな論争があるものの、本稿でいう「台湾人」とは、戦前に「本島人」といわれた漢族系住民をさすこととする。
- 2 宮崎聖子 2003a「植民地時代の台湾における青年会の成立過程(1910-1926) —北部台湾 A 街の事例を中心に—」『日本の教育史学』第 46 集 163-181 頁、宮崎聖子 2003b「青年会から青年団への転換—台北州 A 街の場合(1926~1934 年)—」『日本台湾学会報』5 号 1-21 頁、宮崎聖子 2004 a『植民地期台湾における青年団の研究(1910-1945 年)』お茶の水女子大学人間文化研究科人間発達学専攻提出 博士論文。
- 3 植民地における差別的な学校教育のあり方については、以下を参照。駒込武 2002「植民地支配と教育」辻本雅史他編『新 体系日本史 16 教育社会史』山川出版社 393-438 頁。
- 4 台湾人女子の女子青年団や先住民の青年団は存在したが、社会的文脈が異なるため、ここでは扱わない。台湾人女子青年団については、以下のものがある。宮崎聖子 2003c「植民地期台湾における女性のエイジェンシーに関する一考察—台北州 A 街の処女会の事例—」『ジェンダー研究』6 号 お茶の水女子大学ジェンダー研究センター 85-108 頁、宮崎聖子 2004b「植民地期台湾における女子青年団の展開過程(1931-1935 年)」『ジェンダー研究』7 号 東海ジェンダー研究所 69-91 頁、宮崎聖子 2005a「植民地台湾の処女会をめぐるジェンダー・植民地主義・民族主義」原ひろ子監修「原ゼミの会」編集委員会編『ジェンダー研究が拓く地平』文化書房博文社 157-172 頁、宮崎聖子 2005b「植民地支配下の台湾におけるジェンダーの再編—女子青年団(1936-1941 年)を事例に—」お茶の水女子大学 21 世紀 COE プログラム ジェンダー研究のフロンティア『F-GENS ジャーナル』4 号 55-60 頁。
- 5 近藤正己 1996『総力戦と台湾—日本植民地崩壊の研究—』刀水書房。
- 6 本稿では「台湾人エリート」をとりあえず街庄レベルで政治的・経済的力を有する者、とする。具体的には街庄長や街庄協議会員、農商工団体関係者などにあたると思われるが、その内実には、時代により変化がある。ここでは厳密な定義は行わず、その実態に関わる事実をていねいに拾うことを意図している。
- 7 本稿では「部落」を歴史的用語として用いる。

- 8 王世慶 1991「皇民化運動前的台湾社会生活改善運動—以海山地区為例(1914—1937)—」『思与言』第29卷4期 思与言雜誌社 17頁、「総督及総務長官訓示」1936年8月2日『府報』2749号5-8頁。
- 9 蔡慧玉 1996「日治台湾街庄行政(1920-1945)的編制与運作:街庄行政相關名詞之探討」『台湾史研究』第3卷第2期 中央研究院台湾史研究所籌備處 128頁。
- 10 蔡錦堂 1994『日本帝国主義下台湾の宗教政策』同成社 104頁、近藤 1996 121頁。
- 11 復刻版 台湾総督府 1992『台湾日誌』緑陰書房 211頁。
- 12 「内地」は、本来なら「カッコ」つきで表記すべきであるが、本稿ではカッコを省略する。
- 13 台湾聯合青年団は1938年6月20日に台北市の樺山小学校で結団式を挙げた。1938年7月「台湾聯合青年団の誕生」『薰風』1頁。これと同時に、台湾聯合青年団は内地の大日本聯合青年団へ加盟した。
- 14 例えば1932年当時、台北州北部の宜蘭青年団は「考査」により、入団志望者37名から20名を選び入団を許可している。1932年5月「宜蘭青年団の入団式」『台湾教育』358号121頁。また1933年の羅東青年団は、青年教習所の修了者に限って入団を許している。台北州聯合青年団／台北州聯合女子青年団1933「郡市聯合青年団状況 新莊郡聯合青年団」『台北州青年』創刊号91-92頁。
- 15 ただしこの数字に中途退学者などは現れていないので、公学校を卒業する者の割合はこれより低かったと思われる。
- 16 元青年団員に対する筆者の聞き取りによれば、台北州においては日中戦争開始後、公学校卒業生は全員青年団に参加することとなった、という。
- 17 「オホミタカラ」とは、『広辞苑』では、以下のような説明がなされている。
おおみ - たから【大御宝・百姓・公民】林・(天皇が宝とされる意とも、大御田族が(天皇治下の農民)の意ともいう) 天皇の人民。国民。みたま。おおむたから。おおんだから。推古紀「百姓(オホミタカラ)礼(イビ)有るときは、国家(アマツカ)自らに治まる」。新村出記念財団1996『広辞苑』第4版 CD-ROM マルチメディア版 岩波書店。
宮坂広作によれば、内地でも「公民(おおみたから)」は「臣民」とほとんど同義であり、ファシズムの時代は「公民教育」＝「皇民教育」となっていたという。宮坂広作1978「公民教育」細谷俊夫、奥田真丈他編『教育学大事典』第2巻 第一法規出版 530頁。
- 18 橋辺一好 1936年5月「本島公学校及び実業補習学校における公民教育の徹底(1)」『台湾教育』405号130-142頁。
- 19 山口充一 1937年3月「総督閣下の御臨場を仰ぎたる農村中堅青年指導者講習会」『台湾教育』416号67-71頁。
- 20 台湾や朝鮮における青年団講習会でしばしばみられるこの白鉢巻姿は、修養団の白装束に範をとったものであろう。修養団運動八十年史編纂委員会(1986)によれば、修養団の内地における講習会は、蓮沼門三の提唱した「白色倫理運動」に従い男女とも白装束で行っている。修養団運動八十年史編纂委員会 1986『修養団運動八十年史』。
- 21 山口 1937年3月 67-71頁。
- 22 台北州では1939年、州訓令により部落振興会について規定を行った。『台北州報』を通覧すると、同年には台北州下の各<部落>に農事実行小団体がさかんに設立されたことが分る。
- 23 松田吉郎 1996a「日本統治時代台湾における農事実行小団体について—台北州の例—」『兵庫教育大学研究紀要』第16巻第2分冊 95-98頁。
- 24 松田吉郎 1996b「日本統治時代台湾における農事実行小団体について—台中州の例—」『東洋史訪』2号 兵庫教育大学東洋史研究会 65-74頁、松田吉郎 1999「日本統治時代台湾における農事実行小団体について—新竹州の例—」『東洋史訪』5号 兵庫教育大学東洋史研究会 32-39頁。
- 25 台湾総督府文教局社会課 1936「香山青年団」『優良男女青年団実績概況』61頁。
- 26 台湾総督府文教局社会課 1936「大屯郡北屯第一青年団」『優良男女青年団実績概況』67頁。
- 27 台湾総督府文教局社会課 1936「後龍青年団」『優良男女青年団実績概況』45頁。
- 28 台湾総督府文教局社会課 1936「蘆竹青年団」『優良男女青年団実績概況』37頁。
- 29 松田 1996a 97頁。
- 30 丘恵生 1936「台中州第1回青年団長会議の記」『向陽』12月号 11-15頁。
「丘恵生」とは台中州属で『向陽』の編集人であった岡江豊のペンネームである。

- 31 おかえ生 1936 「第五回台中州青年団大会の記」『向陽』12月号 24-25 頁。
- 32 例えば次の記事には、部落振興会設置の前と後で、どのように<部落>内の設備が変わったかが記されている。関川保 1936 年 5 月「部落振興美談(其三) 林庚君—台南州斗六郡斗六街海豊崙部落—」『薫風』20-23 頁。
- 33 台湾総督府 佐々木亀雄(台北州社会教育主事) 1938 年 7 月「時局と台湾青年運動(二)」『台湾時報』224 号 46 頁。なお、女子青年団による国語(日本語)保育園経営については、宮崎 2005b を参照。
- 34 佐々木 1938 年 7 月 46-47 頁。
- 35 例えば、近藤 1996 141-145 頁、許淑貞 1996 『日拠時期台湾地方選挙与政治参与』台湾師範大学歴史研究所 碩士論文、岡本真希子 2000 「1930 年代における台湾地方選挙制度問題」『日本史研究』452 号 日本史研究会 165-194 頁、何義麟 2003 『二二八事件—「台湾人」形成のエスノポリティクス—』東京大学出版会。
- 36 蔡慧玉氏はこのことについて、2004 年 1 月 27 日、中央研究院台湾史研究所籌備処の学術研討会で「日治台湾的「官治行政」：以台湾総督府《府報》、《職員録》和《法令輯覽》為例」として報告を行い、近々『日治台湾的「官治行政」』を出版の予定である。
- 37 蔡慧玉 1996 99 頁。
- 38 1935 年 6 月 6 日 府令第 39 号「市街庄長ニ関スル件」。
- 39 宮崎 2003b。
- 40 台湾人エリートや地主層の経済的後退については涂照彦 1975 『日本帝国主義下の台湾』東京大学出版会、林継文 1996 『日本拠台末期(1930-1945)戦争動員体系之研究』稻郷出版社(台北県板橋)に詳しい。
- 41 外務省外交史料館蔵 B02031444600 『台湾人関係雑件／台湾地方制度の概要(調書)』「2 台湾ニ於ケル地方議会議員選挙ノ概要」。この資料は 1939 年の第二回総選挙の結果をまとめたものである。
- 42 台湾総督府 1934.2 『台湾社会教育概況』30-31 頁。
- 43 このような状況は、青年団むけ雑誌『薫風』や教化雑誌『向陽』に掲載されている。
- 44 このことについては宮崎 2004 aVI 章を参照。
- 45 「台北州勤行報国運動の目的とする所は、国民精神総動員運動の主旨に則り、百万州民の自発的愛国心によって御参加を頂き、国体的に又行的に即行ふことに依って、精神を修練する方法に依って、国民精神を振作昂揚し勤勞報国を具現実行し、事実の上に銃後奉公の誠を効し、躍進日本の興隆を尽さうとするのであって、自発的な愛国運動であり、団体的の愛国運動であり、実行による愛国運動であり、勤勞による愛国運動であって、究極の目的は銃後の奉公であり大日本振興運動である。従って此の運動に参加する人々は、武器を有つ戦場の勇士に対して、鋏を持つ銃後の兵士、即ち『一鋏一鋏国の為』を標語とする銃後聖戦の勤勞勇士となるのである」。佐々木 1938 年 7 月 48-51 頁。当初、佐々木は、勤行報国隊の組織を「学校隊」「青年隊」「一般隊」の三つに分ける予定で、台北州下ではそれぞれ以下のような隊員数が得られると試算した。「学校隊」には小公学校 5 年以上と中等学校から 4 万人、「青年隊」には青年訓練所、青年団、青年教習所、部落青年部、国語講習所などから 16 万人、「一般隊」には公官衙、部落振興会、会社、工場などから 15 万人。しかし、実際に実施されたのは青年隊だけであつたようで、当時の正確な訓練員数は不詳である。
- 46 隊の信条は以下の通りである。第一、我等は常に感謝、誓って尽忠報国の赤子となります。第二、我等は常に真剣、誓って勤行報国の勇者となります。第三、我等は常に協同、誓って躍進日本の礎石となります。
- 47 米田によれば、集団勤勞作業運動は、1938 年 6 月 9 日の文部次官通牒「集団勤勞作業運動実施ニ関スル件」が発せられたことから始まった。「実践的精神教育実施ノ一方法トシテ生徒ヲシテ勤勞作業ノ体験ヲ通ジテ団体的訓練ヲ積マシメ以テ心身ヲ鍛錬シ国民的性格ヲ鍊成スル」ことを趣旨としており、この時初めて法令に「鍊成」の語が登場した。この運動は 1930 年代の内地における次の 4 つの動きが一つに合流したものと考えられる。①中学校に導入されていた作業科 ②「行」的訓練方式の普及浸透 ③「体位向上」をスローガンとする体育重視の動き ④国民精神総動員運動。米田俊彦 1994 『教育審議会の研究—中等教育改革—』野間教育研究所紀要 第 38 集 135-149 頁。
- 48 佐々木亀雄(台北州社会教育主事) 1938 年 7 月「時局と台湾青年運動(二)」『台湾時報』224 号 46 頁。
- 49 佐々木 1938 年 7 月 48-51 頁。

- 50 近藤 1996 379-380 頁。近藤が論述を行なっているのは 1940 年以降の台湾総督府による勤行報国青年隊についてであるが、本稿で扱う台北州勤行報国青年隊の設置目的も同様であった。
- 51 近藤によれば新竹州では、青年団幹部養成のために新竹州立青年訓練所が 1938 年に設置された。近藤 1996 379-380 頁。また台中州でも、類似の機関として台中州青年道場が設置されていた。台中州 1939 『台中州社会教育要覧』 195 頁。
- 52 「勤行報国青年隊概要 創設趣旨」。国立公文書館蔵 A03010206900 『公文類聚・第 68 編・昭和 19 年・第 74 卷・学事 2・国民学校・雑載』 1944 年 3 月 20 日「台湾青年特別錬成令制定ノ件」の台湾総督府「参考資料」。
- 53 これについては、筆者の聞き取り調査でも、勤行報国青年隊参加者が農業義勇団の団員となった例をあげることができる。筆者がフィールドワークを行った台北州 A 街であった地域においても、勤行報国青年隊員が農業義勇団として派遣され、後に国策会社の社員となって中国大陸南部で活動した事例がある。宮崎 2004a 167-169 頁。
- 54 近藤正己によれば、台湾では 1937 年から軍夫の徴傭が始まっており、台南では 10 歳代から 50 歳代の 450 名の軍夫が徴傭された。近藤 1996 352 頁。
- 55 一番ヶ瀬佳雄 1939 年 6 月「台湾農業義勇団の昨今」『台湾時報』 235 号 101 頁、1938 年 5 月「全島地方長官会議」『台湾教育』 222 号 14 頁。
- 56 台湾経済新報社編 1938 『台湾大年表』 276 頁。
- 57 軍中央の規定では、「軍夫」は「軍人軍属外ノ者」とされ、軍の階級の最底辺に位置づけられていた。ただし軍夫の給与は 1 日 1 円程度で、陸海軍二等兵の給与の月額 6 円よりもはるかに高いものであった。軍夫動員の手続きには「徴発」と「徴傭」の二通りがあった。「徴発」とは「陸軍或は海軍の全部又は一部を動かすにあたり、其の所要の軍需を地方人民に賦課する」行為で、強制力をともなっていた。「徴傭」とは軍と軍労働者との雇用関係をさす。近藤 1996 351 頁。
- 58 士林青年団(七星郡士林公学校内) 1938 年 5 月「通信」『蘭友』 25 号。
- 59 台北高商校長遠藤寿三 1939 年 1 月「時局と学生」『台湾時報』 230 号 38-43 頁。
- 60 このような「都市の青年は兵隊に向かない」とする考え方は、内地でも存在した。それについては以下を参照。吉田裕 2002 『日本の軍隊—兵士たちの近代史—』 岩波書店 110-112 頁。
- 61 国史館文献館(台湾・南投県)蔵 10873-8 破損のため簿冊名不明 1939 年 9 月 9 日「台北州聯合青年団経費ニ対シ州補助認可指令案」。
- 62 教育史編纂会(文部省内) 編修 1939 『明治以降教育制度発達史』 第 8 卷 龍吟社 565-568 頁。
- 63 査閲に際し学校は全校あげての猛訓練を行ない、次第に教練査閲の成績を学校成績と同等に重要視するようになった。結果として、査閲の制度化は、生徒や学校関係者に学校教練を極度に重視させる直接の原因となった。平原春好 1993 『配属将校制度成立史の研究』 野間教育研究所 175 頁。
- 64 教育史編纂会(文部省内)編修 1939 568 頁。
- 65 久保義三 2001 「学校教練」久保義三 他編『現代教育史事典』 東京書籍 357 頁。内地では例えば、横須賀町青年団の指導にあたっていた成瀬涓が、青年訓練の一環として 1927 年度で年間 100-200 時間、教練を課していた。ただしこの団は文部省に選奨された「優良」団であるので、他をリードしていた事例と思われる。成瀬涓 1928 『優良男子／女子青年団の経営指針』 創生社 98 頁。
- 66 米田俊彦 2001a 「中等教育の変遷」久保義三 他編『現代教育史事典』 東京書籍 89 頁。
- 67 これには台北市尹、台北州知事のほか、台湾総督が臨席し、青年たちは大行進を披露した。1938 年 1 月「青年総動員」『薫風』 24-25 頁。
- 68 台中州 1939 「台中州青年団査閲規程」『台中州社会教育要覧』 228 頁。
- 69 台中州の査閲要項において、「査閲上の心得」は以下のようにになっている。「青年団に於ける指導訓練が団員の心身鍛錬上に及ぼしたる効果特に国民精神の体得並に規律節制協同団結忍耐等の諸徳涵養の程度に関し十分なる観察を遂ぐると共に団長以下の青年団運動に対する熱心の度学校と青年団との連繋及団員一般の気力体力の如何を査閲し且つ地方人士の青年団に対する理解援助の状況に留意するものとす」。台中州 1939 197-198 頁。
- 70 台中州 1939 197-201 頁。
- 71 台北州 1931 『台北州社会教育概況』 15-19 頁。
- 72 米田俊彦 2001b 「青年学校」久保義三他編『現代教育史事典』 東京書籍 99-102 頁。
- 73 台湾の青年学校はその目的に「皇国臣民」の育成を挙げ、内地よりも強い調子で国体觀念の明徴を

となえている。カリキュラムにおいては職業科の時間数が内地よりも少なく、その分修身科の時間が多い。これらの点からみても、台湾の青年学校は「皇民化」のための精神陶冶の色彩が強いものであることがうかがえる。台湾の青年学校は地方庁において、これを「社会教育」に関する事務として取り扱い、公学校、公学校高等科卒業の者だけでなく、実業補習学校、中学校、高等女学校の中退者なども相当学年に入学させることとなった。関川保 1939年7月「台湾青年学校に関して」『台湾教育』444号30-31頁。

なお、台湾における青年学校の詳細や実業補習学校との関係については、宮崎 2004a 170-174頁を参照。

- 74 外務省外交史料館蔵 茗荷谷研究所旧蔵記録 I-22『昭和15年 本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雑件』。
- 75 台湾総督府『台湾事情』昭和14年版。
- 76 外務省外交史料館蔵 茗荷谷研究所旧蔵記録 I-14『昭和18-19年 本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雑件 外地一般関係 義務教育関係参考資料』。1943年時の台湾の青年学校就学率は20%でしかなかった。一方、内地の青年学校の就学率は1942年に97%を超え、ほぼ完全に実施された。内地の青年学校については、米田 2001b 101頁。
- 77 国立公文書館蔵 A03010093200『公文類聚・第67編・昭和18年・第44巻・官職38・官制38(台湾総督府6)』1943年9月26日「台湾公立学校官制中ヲ改正ス」。
- 78 総督府は台湾の青年学校は1939年に創設されたものの、1942年においてやっと本格的に始動した、と伝えている。「本島に於ける青年団は…略…昭和14年4月府令第60号を以て台湾青年学校規則が制定發布せられた。而して青年学校設置の機運頓に興りつゝあると雖も昭和17年6月30日現在に於て公立男子57校(生徒3851人)、公立女子9校(生徒222人)、私立男子5校(生徒589人)にして漸く其の緒に就いたといふに過ぎず」。台湾総督府1942年12月『台湾事情』昭和18年版 135-136頁。
- 79 宮崎 2004a 208-211頁。なお1939年府令60号によれば、青年学校の授業料は原則として生徒から徴収しないことになっていた。
- 80 例えば台中州 1939 203頁。
- 81 宮崎 2003a、宮崎 2003b。
- 82 1935-40年の青年団をめぐる社会関係の変容については、宮崎 2004aIV章。また、1940年代初めに青年団員から陸軍特別志願兵となった台湾人男性のアイデンティティ構築の事例については、以下。宮崎聖子 近刊「元台湾人特別志願兵における「植民地経験」」五十嵐真子・三尾裕子編『戦後台湾における<日本>』風響社。